



平成15年度 北海道医師会少子化対策シンポジウム(2)

—こどもたちは北海道の希望です—

〔平成15年11月1日(土) STVホール〕

◇地域保健部◇

シンポジウムⅡ

札幌市における育児支援の現状 と今後の取り組みについて

札幌市保健福祉局
児童家庭部保育指導担当課長
眞坂 純子



札幌市では、子育てと就労の両立支援のために、平成8年7月に策定しました「札幌市子育て支援計画」において、当面、5年間で1カ所、デイサービスセンターの整備を行うことといたしました。実施にあたって、どのくらいの需要度があるのかということで、平成9年1月に、市内の認可保育所に通っている1万981世帯の方を対象に、病後児保育、休日保育の特別事業についてのアンケート調査を実施いたしました。

その結果、病後児保育については、9割の方が是非実施してほしいとの回答で、もし実施した場合はどのくらい活用しますかということでは、8割の方が是非利用したいということでした。

札幌市では、医療機関併設型で実施することになり、施設の選定にあたっては、札幌市医師会にご協力を得て、医師会会報により市内医療機関開設者に対して、事業の受託希望を公募いたしました。

公募の結果、複数の医療機関から応募があり、同医師会の代表者と札幌市とで検討した結果、委託先を社会福祉法人聖母会（平成15年より医療法人社団カレスアライアンスに改組）にお願いすることとなりました。

現在、東区の天使病院、豊平区の北海道社会保険病院、手稲区の手稲溪仁会病院の市内3施設で

事業を実施しており、いずれも医療機関併設型で定員は各4名です。

平成14年度の利用状況は、開設日数が793日、延べ利用児童数が1,618名で、1日平均すると2.0人ですが、これは当日のキャンセルが多く、4名を事前に受けたとしても、当日になってやはり元気になったから利用しないということで、定員4名に対して半分ほどの数値になっております。平成13年度に比べると467名増加しておりますが、理由としては平成14年7月から手稲区の手稲溪仁会病院内に新設され、西区方面でも利用が可能になったということで増加したものと思われま

す。利用児童数を疾患別にみると、「急性上気道炎」が約4割、そのほか「喘息・喘息性気管支炎」、「急性胃腸炎」、「気管支炎・肺炎」の順になっており、隔離を要する感染については、水痘による利用者が最も多くなっております。

また、年齢別では1歳児の利用が最も多く36.1%。0歳児から2歳児までの利用者を合わせると、ちょうど乳児期なのですが7割近くになっており、年齢が高くなるにつれて利用度は少なくなってまいります。

では、この子どもたちは、日常どのようなところで生活しているのかと言いますと、やはり普段は保育所が多く、それから幼稚園。また、いつも自宅で保育しているという方も若干おります。

保護者がどのような理由で利用しているのかにしましては、やはり、勤務の都合でどうしても休みがとれない方が多く、利用率は97.3%でほぼ全員という数字になっております。

次に札幌市乳幼児健康支援デイサービス事業(P12～P14参照)について説明いたします。本事業は、病気回復期で集団保育が困難なお子さんを、勤務の都合などにより家庭で保育できない保

護者に代わって、市内の特定医療機関に付設された施設で一時的にお預かりするもので、札幌市が子育てと就労の両立支援を目的として行う事業です。自宅で家庭保育をされているお子さんについても、要件に該当する場合にはお預かりするような形になっております。

対象となるお子さんは、札幌市の場合、市内にお住まいの生後5カ月から就学前までのお子さんであることや病気回復期にあって集団保育が困難であること、保護者の勤務都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で家庭で保育できないこと、またかかりつけ医療機関の医師が利用について差し支えないと認めていることが要件となります。

対象となる疾病等は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）など日頃乳幼児がかかる病気、はしか、水ぼうそう、風疹など感染性疾患、ぜんそくなどの慢性疾患及びやけどなどの外傷性疾患などがあげられております。

利用定員は、医療併設型でありますので1日各施設4名を予約制でお預かりしております。そこに配置されている職員は、看護師と保育士となっております。

利用時間は、午前8時から午後6時までで、日曜、祝祭日、年末年始はお休みとなります。

利用期間は、基本的には1日単位ですが、最長連続して7日以内となっております。

利用料金は、デイサービス料金2,000円、食事代（おやつを含む）300円を事前に施設でお支払いいただく形になっております。

利用手続きは、まず最初に登録をしていただきますが（無料）、児童登録票というものがあり、生年月日や家庭状況、お子さんの育っている様子など細かい項目を記載していただきます。

好きな遊びや遊具についての項目は、大事なお子さんをお預かりしていますので、特に、体調が

すぐれない時に、どんな遊具で遊んだら、子どもが安心して過ごせるのかということも含め設けております。

事前登録で、例えば天使病院に登録された場合でも、仕事の都合などで手稲溪仁会病院を利用するということでも、改めて登録をしないおさなくてはならないということではありませんので、1カ所のみ登録していただければ連携がとれております。

登録は郵送も可能ですし、実際に施設にお持ちいただいても結構です。できれば、利用する時には、どのようなお部屋なのかということもご確認くださいだけたら幸いです。

子どもの病気がそろそろ回復期になったということで、仕事があるのでデイサービスセンターを利用したいということになりましたら、まず電話で予約していただきます。次にかかりつけ医療機関で診察を受け、集団保育はちょっと無理だが、安静期に一時デイサービスセンターを利用してもいいということであれば、その旨を書いた利用連絡書を発行していただきます。そしてデイサービス利用申込書を記入し、予約された施設にお持ちいただきます。

書類が多いため、利用する方にとっては、大変面倒なことかもしれませんが、回復期にあっての大切なお子さんですので、細かい注意が必要ということで多少複雑な書類となっております。

当日持参するものについてはP14に書いてございますので、それを予めご用意いただきたいと思っております。

今後の方針については、年々利用率が増加しておりますので、地域的なバランスや利便性なども含め、札幌市としては平成16年度までに、あと2カ所ほどでの設置を考えており、医療機関も含め、また保育所付設ということも視野に入れながら、今後検討していこうと思っております。

札幌市乳幼児健康支援デイサービス事業のご案内

札幌市乳幼児健康支援デイサービス事業があなたの育児をサポートします。

乳幼児健康支援デイサービス事業とは…

病気回復期にあって集団保育が困難なお子さんを、勤務の都合などによって家庭で保育できない保護者に代わって、市内の特定医療機関に付設された施設で一時的にお預かりするものであり、札幌市が子育てと就労の両立支援を目的として行う事業です。

施設では、看護師や保育士など専門スタッフが、お子さんの健康状態をチェックしながら、保育、服薬の介助及び給食の提供などのサービスを行います。

なお、水ぼうそうや風疹など、感染性疾患の回復期にあるお子さんについても、他のお子さんとは別に保育いたしますので安心してご利用ください。

① 対象となるお子さん

次の要件のすべてに該当するお子さんがご利用いただけます。

- ・市内にお住まいの生後5カ月から就学前までのお子さんであること。
- ・病気の回復期にあって集団保育が困難であること。
- ・保護者が勤務の都合、傷病、事故、出産及び冠婚葬祭などの理由によって家庭で保育できないこと。
- ・かかりつけ医療機関の医師が利用について差し支えないと認めていること。

※保育所に入所しているお子さんに限らず、幼稚園に通園しているお子さんや普段は保護者が家庭で保育しているお子さんについても、この要件に該当する場合はご利用いただけます。

② 対象となる疾病・症状

感冒、消化不良症（多症候性下痢）など乳幼児が日常かかる疾病、はしか、水ぼうそう、風疹などの感染性疾患、ぜんそくなどの慢性疾患及びやけどなどの外傷性疾患など。

③ 利用定員

1日各施設4名（利用予約制）

④ 利用時間

午前8時～午後6時

ただし、日曜日、祝祭日、8月15日及び12月30日～翌年1月3日は休みです。

⑤ 利用期間

1日単位で、原則として連続7日以内です。

⑥ 利用料金

デイサービス料及び給食費実費（おやつ代を含む）を利用当日の朝に、実施施設にお支払いください。

利用世帯の区分	デイサービス料(日額)	給食費実費(日額)
生活保護受給世帯及び 市民税非課税世帯	無料	300円
所得税非課税世帯	1,000円	300円
その他	2,000円	300円

※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯又は所得税非課税世帯の方は、利用申込み時に次の手続きが必要です。(手続きをされない場合は、デイサービス料について減免の取扱いができませんのでご注意ください。)

・生活保護受給世帯の方

当月分の保護決定通知書又は保護受給証明書を実施施設にご提出ください。

・市民税非課税世帯の方

お住まいの区の税務部又は市役所本庁舎 2階「税の証明窓口」で市・道民税証明(所得証明)の発行を受けて実施施設にご提出ください。証明書請求用紙は、児童家庭部児童企画課、各区の保健福祉部保健福祉サービス課及び実施施設にご用意しています。

・所得税非課税世帯の方

所得税が非課税であることを証明することのできる書類(利用児童と同一世帯に属して生計を同じくしている父母及びその他扶養義務者分)を実施施設にご提出下さい。

7 利用手続

1 事前登録をしてください。(登録は無料です。)

利用を希望する方は、あらかじめ、所定の「児童登録票」を記入のうえ、実施施設に郵送又は持参によりご提出ください。(いずれの実施施設に登録票をご提出いただければ、いずれの実施施設でもご利用いただくことができます。)

なお、未登録で、急に利用が必要となった方は、実施施設にご相談ください。



お子さんが病気に

回復期になったら

3 かかりつけ医療機関から 利用連絡書の発行を受けてください。

市内のかかりつけ医療機関に所定の用紙を持参のうえ、「利用連絡書」の発行をご依頼ください。かかりつけ医療機関がおさんの症状等に関して、利用に差し支えないと認めた場合は、利用連絡書(2枚)が発行されます。

※利用連絡書の発行を受けるには、費用について一部自己負担があります。また、一人のおさんについて、一月に2回以上発行を受けるときは、全額自己負担となりますので、あらかじめ、費用について、かかりつけ医療機関にご確認ください。

2 利用予約をしてください。

利用希望日の前日までに、実施施設に電話で空き状況をご確認ください。

なお、当日、急に利用が必要となった場合は、実施施設にご相談ください。



利用当日

4 利用申込書を記入し、 利用連絡書(2枚)とともにお持ちください。

利用連絡書をお持ちにならないと、原則としてご利用いただけませんのでご注意ください。



8 その他

- (1)施設利用中にお子さんの症状に大きな変化があった場合は、実施施設の判断によって医師に診察を依頼したり、デイサービスを中止して保護者にお迎えをお願いすることがあります。なお、この際の受診料は、別途保護者負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (2)お子さんのお迎えは午後6時までにお願います。(時間厳守)
- (3)予約の取り消しや変更、または緊急の事情によって、やむを得ず入所時間やお迎え時間が遅れる場合には、できるだけ早く実施施設にご連絡ください。

利用当日にお持ちいただくもの

◇必ずお持ちいただくもの

- 健康保険証(生活保護受給世帯を除く)
- 乳幼児健康支援デイサービス事業利用連絡書
- 乳幼児健康支援デイサービス事業利用申込書
- ポリ袋(汚れ物入れ用2~3枚)
- 着替えの服
- 下着(2~3組)
- おしぼりタオル(2枚)
- 利用料金

◇該当する方のみお持ちいただくもの

- 札幌市乳幼児医療費受給者証
- 母子家庭等医療費受給者証
- 薬(かかりつけ医療機関から処方されている場合)
- 食事用エプロン(普段お使いになっているお子さん)
- おむつ1日分(必要なお子さんのみ)
- お子さんの愛着のある玩具や本
- 当月分の保護決定通知書又は保護受給証明書(生活保護受給世帯の方)
- 市・道民税証明(所得証明)(市民税非課税世帯の方)
- 所得税が非課税であることを証明できる書類(所得税非課税世帯の方)

※持ちものには必ずはっきりと名前をお書きください。

お問い合わせ先

事前登録や利用予約については、次の実施施設へ(受付時間 午前8時30分~午後5時)

天使こどもデイサービスセンター

〒065-8611 札幌市東区北12条東3丁目(天使病院に付設) ☎711-0101(天使病院)内線263

北海道社会保険こどもデイサービスセンター

〒062-8618 札幌市豊平区中の島1条8丁目(北海道社会保険病院に付設) ☎831-3300(直通) ☎831-5151(北海道社会保険病院)

手稲溪仁会こどもデイサービスセンター

〒006-8555 札幌市手稲区前田1条12丁目(手稲溪仁会病院に隣接) ☎681-3266

事業の制度に関する
お問い合わせは

札幌市保健福祉局児童家庭部児童企画課

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階 ☎211-2982